

# 熱海市農業委員会

## 令和5年5月総会 議事録

1. 日 時	令和5年5月25日(木) 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎4階 第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 西島 健介 塩谷 昇二 田中 公一 古屋 互 山田 秀明 小松 久峰 蒔田 廣康 川口 哲章 出席推進委員 杉崎 保 小松 力 窪田 隆一 欠席委員 秋山 和利 新留 奈美 出席職員(事務局) 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 3. 非農地証明申請について 4. 非農地証明申請について 5. 転用事実確認願について 6. 農地法第3条の規定による許可申請について 7. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後3時00分
西島 健介議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事は、4条申請が1件、5条申請が1件、非農地証明申請が2件、転用事実確認願が1件、3条申請が1件の合計6件です。議事録署名人は、2番の田中公一さんと3番の古屋互さんです。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。 土地の所在が初島 で地目が登記畑・現況畑、 面積が329㎡です。転用計画用途が飲食店店舗で建築面積が111.3㎡です。 事由の詳細が、飲食店で修業していた長男とともに飲食店経営に伴う店舗建築のためということです。これについて審議をお願いいたします。
西島 健介議長	追加の説明を、古屋さんお願いします。
古屋 互委員	申請農地の区分は3種で農振の区分は地域外、宅造規制はなし、風致は無指定で用途区分は非線引き地区(建築形態規制)、申請内容は農地法第4条第1項の規定に

よる許可申請となっております。審議をお願いいたします。

西島 健介議長

これは店舗だけですか。

事務局

店舗だけです。

西島 健介議長

問題ないので承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

( 異議なしの声あり )

西島 健介議長

続きまして2号議案に入らせていただきます。下多賀の5条申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

土地の所在は下多賀 の一部で、地目は登記・現況田です。面積が409㎡の内209㎡です。転用計画の転用の目的が自己住宅・駐車場です。権利設定事由は使用貸人が相続により農地を取得したが、会社員のため農地の維持ができず、息子の住宅建築の要望に定めるべく、住宅用地として貸すものです。使用借人が申請地隣地の借家に移住しているが、老朽化してきており、子どもの成長とともに手狭になってきたので、住み慣れた本地に住宅の建築を計画したものであるということです。工期が令和5年7月15日から12月20日です。建築面積が110.93㎡です。権利の内容が賃借権の設定です。これについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を、小松久峰さんお願いします。

小松 久峰委員

申請農地の区分は3種で農振の区分は地域外、宅造規制はあり、風致は無指定で用途区分は第1種中高層住居専用地域、申請内容は農地法第5条第1項の規定による許可申請となっております。審議をお願いいたします。

西島 健介議長

分筆はしなくていいんですか。

事務局

分筆しなければ申請を受けないということとはできません。

西島 健介議長

質問がなければ、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

( 異議なしの声あり )

事務局

議案第3号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が下多賀 一部です。地目は 登記田・現況境内地、 登記畑・現況境内地です。面積が10㎡と44㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和49年ごろで、理由が建物新築時の工事によって現

在の敷地形状となり、周辺土地と一体利用を開始したものであるということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法の手続きに詳しくなかったためということです。これについて審議をお願いします。

西島 健介議長 追加の説明を、小松久峰さんお願いします。

小松 久峰委員 農地区分は3種で農振区分は地域外です。宅造規制なし、風致地区は無指定で用途区分は第1種中高層住居専用地域です。申請内容は非農地証明申請となっています。審議をお願いします。

西島 健介議長 問題ないので、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 ( 異議なしの声あり )

西島 健介議長 議案第4号、泉元宮下分の非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第4号、非農地証明申請についてです。  
土地の所在が、泉元宮下分 で、地目が登記畑・現況原野です。面積が1,527㎡です。耕作以外に供した年月日が1993年ごろで、耕作以外の目的に供した理由は前耕作者が耕作をやめ、耕作放棄地となった状態で相続したためということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。これについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、塩谷さんお願いします。

塩谷 昇二委員 農地区分は2種で農振区分は地域内白地です。宅造規制あり、風致地区は第1種で用途区分は非線引き用途白地地域です。申請内容は非農地証明申請となっています。審議をお願いします。

西島 健介議長 事務局の話だと、キャンプ場をやりたいということだそうです。

事務局 どういう形になるかはまだわかりませんが、建物は建てない、水道は引かない、トイレは仮設のトイレを設置、駐車場を一番低い位置に作るといったぐらいの情報しかありません。

川口 哲章委員 キャンプ場って管理者がいて火が出たらすぐ対応するとかしなくてもできるんですか。

事務局 細かい法令はわかりませんが、火を扱うので消防に相談するように言いました。

西島 健介議長 問題ないということで承認でよろしいですか。

全 員 ( 異議なしの声あり )

西島 健介議長 議案5号。下多賀の農地転用事実確認願です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第5号、農地転用事実確認願についてです。土地の所在が下多賀で、地目が登記畑・現況その他です。面積は737㎡と124㎡で、合計861㎡です。使用目的が住宅で、建築面積が住宅・車庫・進入路で合計335.97㎡です。転用完了年月日が令和5年4月21日です。これについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、小松久峰さんお願いします。

小松 久峰委員 農地区分は2種で農振区分は地域内白地です。宅造規制あり、風致地区は第2種で用途区分は非線引き用途白地地域です。申請内容は農地転用事実確認願となっています。審議をお願いします。

西島 健介議長 何もなければ承認ということによろしいでしょうか。

全 員 ( 異議なしの声あり )

西島 健介議長 議案6号、伊豆山の3条申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第6号、農地法第3条申請についてです。許可を受けようとする土地の状況が伊豆山です。地目は登記・現況すべて畑です。面積が合計19361.82㎡です。契約の内容が賃借権の設定で10年です。所有する農地はなしで、機械の所有状況はクローラー・トラック・フォークリフト・草刈機・チェンソー・電気ドリル等です。作付作物・作付面積が作物シイタケ、面積19361.82㎡です。農作業に従事する者は54歳男性、職業は農業で、農作業経験あり、年間農作業従事日数300日、臨時雇用労働力はありません。備考で今現在は使用貸人夫妻、使用借人夫妻、使用貸人の長男の5人で作業に従事しているということです。住所地からの距離が農地に隣接ということです。これについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、田中さんお願いします。

田中 公一委員 農地区分は3種で農振区分は地域外です。宅造規制あり、風致地区は無指定で用途区分は第1種中高層住居専用地域です。申請内容は農地法第3条の規定による許可申請となっています。審議をお願いします。

西島 健介議長 問題なければ、承認ということによろしいでしょうか。

全 員

( 異議なしの声あり )

西島 健介議長

以上で議事は終わりになります。その他に移ります。

【その他】

1. 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
  - ・委員に説明しい、委員承認。
2. 令和6年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望について
  - ・意見がある場合は事務局まで連絡するよう伝え委員了承。
3. 農作業安全確認運動における熱中症対策強化について
  - ・農業者への情報提供を依頼し、委員了承。

塩谷 昇二委員

本日の議案ですが、4条第申請が1件、5条申請が1件、非農地証明申請2件、転用事実確認願が1件、3条申請が1件承認されました。それでは、本日はありがとうございました。

議 長 西島健介

2番委員 田中公一

3番委員 吉屋 夏